

新入学 学用品費の入学前支給のご案内

河北町では、令和7年度に小・中学校に入学されるお子様がいらっしゃるご家庭で、経済的な理由により、入学用品の購入にお困りの保護者の方を対象に学用品費を支給します。

1 支給の対象となる方

◆河北町に住所を有する児童生徒の保護者で、下記①～④のいずれかに該当する方

① 生活保護を受けている方

② 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた方

- ・生活保護が停止または廃止
- ・世帯全員の町民税の非課税または減免
- ・個人事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免
- ・児童扶養手当の支給
- ・生活福祉資金貸付制度による貸付け

③ 上記②以外の方で、次のいずれかに該当する方

- ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ・保護者の職業が不安定または学校納付金の納付状態や被服等が悪く、学用品等に不自由しているなど、経済的理由により生活状態が極めて悪いと認められる方
- ・PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている方
- ・経済的理由による欠席日数が多い場合

④ 上記①～③以外の方で、世帯全員の所得合計額が別表1の所得基準額を下回る方のうち、特に援助を必要と認める状態にある方

【別表1 所得基準額】

世帯人員数	所得基準額（万円）	ひとり親世帯のときは、上記金額に26万円を加算します。 世帯人員が6人を超えるときは、1人増すごとに35万円を242万円に加算します。
2人	102	
3人	137	
4人	172	
5人	207	
6人	242	

2 申請期限・支給時期

◆お住まいの地区の民生委員・児童委員へ相談及び申請書提出の期限

1次締切：令和7年1月24日（金） → 3月下旬に申請者指定の口座に振込

2次締切：令和7年2月21日（金） → 4月下旬に申請者指定の口座に振込

3 支給額・支給日

◆支給額 小学校・・・57,060円 中学校・・・63,000円

4 申請方法

① 申請書の記入



申請書は12月下旬より教育委員会学校教育課で配付します。（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

② お住まいの地区の
民生・児童委員へ



地区担当の民生委員・児童委員にご家庭の状況等をお話ししていただき、民生委員・児童委員の方から教育委員会に提出してもらいます。

③ 審査 結果の通知 支給

支給決定の審査を教育委員会で行い、結果を通知します。決定した場合は、請求書（口座番号記載）を提出していただき、振込みします。

5 ご注意ください

- ◆申請された方全員に支給されるものではありません。ご提出いただいた申請書をもとに、所得状況や手当等受給状況を勘案し教育委員会で決定いたします。
- ◆生活保護を受給中の方は、生活保護費から支給されるため今回の申請手続きは必要ありません。
- ◆ご入学後も、学用品費等の支払いが困難な方には就学援助制度があります。受給を希望される場合は、別途申請が必要です。

就学援助制度・・・経済的に困りの小・中学生の保護者の方を対象に、学用品費・校外活動費・修学旅行費等の必要な費用の一部を援助します。希望される方は毎年申請が必要です。

- ◆申請期限までに申請できなかった場合にも、申請書を民生・児童委員を経由し教育委員会に3月末までに提出していただくと、4月中に支給決定の審査を行い、5月中に指定された口座に振込みいたします。ただし、4月以降の申請には、新入学児童生徒学用品費の支給はありませんので、ご了承ください。
- ◆新入学児童生徒学用品費支給後に河北町外への転出等で河北町立小学校または中学校に入学しなかったときは、入学先自治体に本町で新入学児童生徒学用品費の支給を行ったことを通知します。

6 お問い合わせ先

〒999-3511

河北町谷地戊81番地

河北町教育委員会学校教育課 TEL：0237-71-1136（直通）